宗教上の理由による輸血拒否に対する当院の方針

当院では、ほとんどの診療科において「相対的無輸血」の方針に基づき、宗教上の理由による輸血拒否に対しては、以下のように対応しますので、何卒ご理解ご協力のほどお願い申しあげます。

輸血を行わないためのできる限りの努力はいたしますが、生命に危険がおよび、輸血を行うことによって死亡の危険を回避できる可能性があると判断した場合は輸血を行います。この場合は「輸血同意書」が得られなくとも輸血を行います。

エホバの証人の方が提出される「免責証書」は絶対的無輸血に同意するものですから署名はいたしません。

以上の方針は、患者さんの意識の有無、成年・未成年の別にかかわらず適用いたします。自己決定が可能な患者さんや、患者さんの保護者、または代理人の方に対しては、当院の方針を十分に説明しご理解を得る努力をいたしますが、どうしても同意が得られない場合は「転院」をお勧めいたします。

当院の整形外科では、救急患者や緊急手術においては同様に上記基本方針で対応します。ただし、手術までに十分な時間的な余裕があるような状況（待機的手術）であれば、「絶対的無輸血」について応談の余地があります。主治医にご相談ください。

【相対的無輸血とは】

患者さんの意思を尊重して可能な限り無輸血治療に努力するが、「輸血以外に救命手段がない」事態に至った時には輸血をするという立場・考え方。

【絶対的無輸血とは】

患者さんの意思を尊重し、たとえいかなる事態になっても輸血をしないという立場・考え方。